

件名	愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例		
主管課	警察本部交通規制課		
根拠法令等	地方自治法(昭和22年法律第67号) 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)		
<b>【改正の概要】</b> 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、保管場所標章が廃止されることから、条例の一部を改正、保管場所標章交付手数料及び保管場所標章再交付手数料を削除する。			
事務	名称	手数料	
		改正前	改正後
自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の交付	保管場所標章交付手数料	550円	—
自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項(同法第7条第2項(同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。)の規定に基づく保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	550円	—
施行日	令和7年4月1日		
<b>【その他参考事項】</b> この条例施行の際現に自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項ただし書の政令で定める通知が行われている場合における改正前の愛媛県警察関係事務手数料条例別表44の項に掲げる手数料の徴収については、なお従前の例による。			